

別表1

委託対象者
<p>次の1～6の全てを満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有すること。</li> <li>2 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。</li> <li>3 この事業に係る会計及び経理を適切に行い、報告できること。</li> <li>4 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。</li> <li>5 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。(納税の猶予を適応されている場合を除く。)</li> <li>6 過去3年間に国又は地方公共団体と契約を締結し、誠実に履行していること。</li> </ol>

別表2

委託金額
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中間支援組織コーディネート事業 上限額 50万円</li> <li>2. 中間支援組織インターンシップ事業 上限額 30万円</li> </ol>
対象経費
<p>委託対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、事業に要する経費のうち、次の経費を除外した経費とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 食糧費</li> <li>2 各種団体等の組織や施設の管理運営に要する経費</li> <li>3 出資、出損、貸付に要する経費</li> <li>4 用地取得又は補償に要する経費</li> <li>5 事務費(ただし、県と協議の上で事業実施に必要と認められる経費を除く)</li> <li>6 仕入経費等</li> <li>7 車両購入に伴う公課費(自動車税、自動車取得税及び自動車重量税等)</li> <li>8 その他西部県民センター所長が不相当と認める経費</li> </ol>
※ 旅費の取り扱い
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中間支援組織コーディネート事業 学生や教員の移動に関する経費は、原則支給しないこととするが、やむを得ない事由がある場合に限り計上できる。ただし、内容を審査のうえ決定する。</li> <li>2. 中間支援組織インターンシップ事業 上限額5万円とし、島根県の旅費規程に則るものとする。</li> </ol>